



NO COPY

再複写無効

様式第5号 (第6条関係)

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

森住環 許可第 20 号

住所 静岡県御前崎市宮内248-5

氏名 ㈱アドバンス中部サービス  
代表取締役 高瀬 晴康 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

平成29年 9月 19日

森町長 太田 康雄



許可の年月日	平成29年 10月 1日
許可の有効期限	平成31年 9月30日
事業の範囲	事業の内容 収集・運搬
	一般廃棄物の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された事業系一般廃棄物の内、し尿・浄化槽を除く。
業務の区域	森町地内
許可の条件	1 森町管内にある事業所を収集対象とする。 2 道路・その他に廃棄物を落とさないこと。 3 森町が行う収集運搬・焼却業務に支障を与えないこと。 4 収集運搬状況報告書を月1回速やかに報告すること。 5 森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、森町廃棄物の処理及び清掃に関する規則を厳守すること。